

「第3期福山市空家等対策計画（案）」への意見募集について

福山市では、2020年度（令和2年度）に「第2期福山市空家等対策計画」を策定し、空家等対策の総合的な推進に取り組んでいます。

今年度から、「第3期福山市空家等対策計画」の策定を進めており、この度、その計画（案）を作成したので、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 公表する案

第3期福山市空家等対策計画（案）

2 公表場所

- ・福山市のホームページ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/koho-detail02/koho-202604/391331.html>



※2026年（令和8年）3月16日（募集開始日）から閲覧可能

- ・市役所本庁舎：建築指導課（11階）、市政情報室（3階）
- ・各支所：松永支所（松永市民サービス課）、北部支所（北部市民サービス課）、東部支所（東部市民サービス課）、神辺支所（神辺市民サービス課）、鞆支所、沼隈支所、内海支所、芦田支所、加茂支所、新市支所
- ・各分所・分室：走島分所、内浦分所、山野分所、広瀬交流館（広瀬分所）、水呑分室、熊野分室
- ・その他：中部地域振興課

3 意見の募集期間

2026年（令和8年）3月16日（月）～4月15日（水）

4 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) その他本件に利害関係を有すると認められる方・団体

5 意見の提出方法

- (1) 所定の様式「意見・情報提出書」を御利用ください。
- (2) 任意の様式で提出される場合は、次の項目を明記してください。
 - ア 案件名「第3期福山市空家等対策計画（案）に対する意見について」
 - イ 住所及び名前（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の名前）
- (3) 福山市建設局建築部建築指導課宛てに、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。送付先等は、末尾に記載しています。
※郵送の場合は、2026年（令和8年）4月15日（水）消印有効
※窓口での受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

6 意見の公表等

- (1) お寄せいただいた意見の概要と意見に対する検討結果は、次の方法で公表します。
 - ア 福山市ホームページへの掲載
 - イ 福山市建築指導課（11階）、市政情報室（3階）での閲覧
- (2) 類似の意見は、集約させていただくことがあります。
- (3) お寄せいただいた意見に対して、個別の回答はしません。
- (4) 提出いただいた記載内容は、他の目的で使用することはありません。
- (5) 住所、名前など意見の提出者が特定できる情報は公表しません。
- (6) 意見募集の趣旨に沿わない中傷等は、受け付けません。

7 問合せ・意見の提出先

福山市建設局建築部建築指導課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電 話 : 084-928-1311

F A X : 084-928-1735

電子メール : kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp